岐阜県	大垣市、羽島市、海津市、岐阜市、恵那市、瑞浪市、土岐市、多治見市、各務原市、瑞穂市、笠松町、養老町、輪之内町、安八町、岐南町、神戸町、揖斐川町、池田町、垂井町、関ケ原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、河津町、東伊豆町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、みよし市、江南市、尾張旭市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、いなべ市、名張市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、野洲市、東近江市、米原市、長浜市、高島市、甲賀市、湖南市、守山市、栗東市、竜王町、日野町、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町
京都府	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、南丹市、亀岡市、大山崎町、久御山町、精華町、井手町、笠置町、南山城村
大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、泉南市、箕面市、池田市、交野市、四條畷市、守口市、八尾市、松原市、阪南市、岸和田市、和泉市、河内長野市、島本町、田尻町、岬町、豊能町、熊取町、太子町
兵庫県	神戸市、姫路市、明石市、洲本市、加古川市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市、伊丹市、尼崎市、宝塚市、西宮市、芦屋市、三木市、小野市、加西市、相生市、赤穂市、太子町、播磨町
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、生駒市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、王寺町、広陵町、河合町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、平群町、明日香村、高取町、大淀町、吉野町
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、有田川町、紀美野町、かつらぎ町、湯浅町、広川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、九度山町、高野町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、総社市、井原市、笠岡市、和気町、早島町、矢掛町、里庄町
広島県	竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、府中市、東広島市、廿日市市
山口県	岩国市、柳井市、光市、周南市、和木町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、観音寺市、まんのう町、綾川町、琴平町
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
熊本県	多良木町、あさぎり町
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市、別府市、由布市、竹田市、豊後大野市
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、都城市、国富町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、高原町、三股町
鹿児島県	霧島市、志布志市、湧水町

○国土交通省告示第三百三十八号

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第三条の規定に基づき、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針

一　ラーメン構造形式の高架橋及び橋台に係る鉄筋コンクリート製の柱については、耐震診断の結果によりせん断力に対する安全度（せん断耐力をせん断力で除したものをいう。以下同じ。）が曲げモーメントに対する安全度（曲げ耐力を曲げモーメントで除したものをいう。以下同じ。）より小さいものについて、せん断力に対する安全度が曲げモーメントに対する安全度より大きくなるよう補強すること。

(二)　橋りょうについては、落橋防止工の設置されていないものについて落橋防止工の設置により補強すること。

(三)　大規模地震により大きな変形が生じる恐れのある、開削トンネルに係る鉄筋コンクリート製の柱については、耐震診断の結果によりせん断力に対する安全度が曲げモーメントに対する安全度より小さいものについて、せん断力に対する安全度が曲げモーメントに対する安全度より大きくなるよう補強すること。

(四)　駅又は停留場（以下「駅等」という。）に設けられる建築物が地平にある駅等については、耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があるものについて、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が向上できるよう補強すること。

(五)　駅等に設けられる建築物が線路上空にある駅等については、耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があるもの又は地震の震動及び衝撃により残留変形等により列車の運行が確保できないものについて、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が向上できるよう補強すること。